

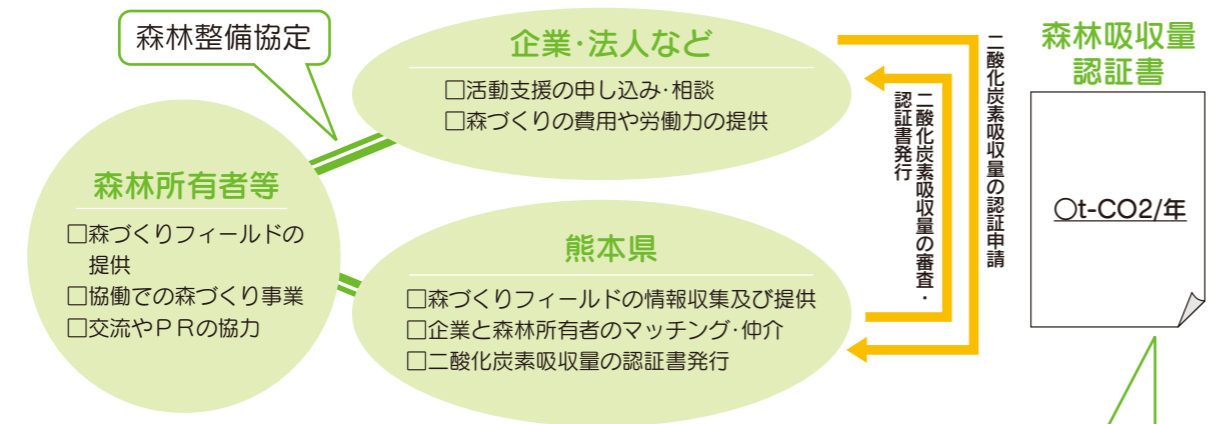
『熊本県森林吸収量認証制度』が始まります。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の施行に合わせ、企業等が行う森林の整備や保全によって森林に吸収された二酸化炭素吸収量を認証する制度がスタートしました。

次の要件を満たす企業等が県に申請した場合、審査や調査のうえ、県が二酸化炭素吸収量の認証書を発行します。(発行手数料は無料です)

【要件】

- (1)企業等と森林所有者等との間で、県内に所在する森林に係る整備協定を締結していること。
- (2)森林の整備(植栽、下刈、間伐等)を行った面積が0.1ヘクタール以上であること。
- (3)森林整備について企業等が費用を負担するか、自社の社員等で実行すること。
- (4)(1)の協定書に森林経営の継続性を担保する条項が記載されているほか、申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変などが行われる予定がないこと。



企業の皆様のメリット

- ・事業活動温暖化対策計画で定めた温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、削減量としてカウントできます。
- ・CSR(社会貢献活動)やカーボン・オフセットなどに活用し、自社を広くPRすることができます。

◇お問い合わせ先

熊本県

【条例全般・事業活動温暖化対策計画書制度・エコ通勤環境配慮計画書制度について】

環境生活部 環境立県推進室 地球温暖化対策班

tel 096-333-2266 fax 096-383-0314 E-mail kankyouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

【建築物環境配慮制度について】

土木部 建築物安全推進室 安全推進班

tel 096-333-2535 fax 096-384-9820 E-mail kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

【熊本県森林吸収量認証制度について】

農林水産部 森林整備課 みどり推進班

tel 096-333-2441 fax 096-383-7704 E-mail shinrinseibi@pref.kumamoto.lg.jp

『熊本県地球温暖化の防止に関する条例』のページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/jyourei.html>



熊本県地球温暖化の防止に関する条例

Kumamoto Prefectural Ordinance for
Prevention of Global Warming

—平成22年4月スタート—



3つの計画書制度の概要

※各制度の詳細については各制度のマニュアル・手引き等にてご確認ください。

	事業活動温暖化対策計画書制度	エコ通勤(備考※2)環境配慮計画書制度	建築物環境配慮制度(平成22年10月から施行)
概要	事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制のための計画書及び実施状況報告書を提出いただき、県がその内容を公表します。(備考※1)	従業員の自家用車による通勤に伴う温室効果ガス排出抑制のための計画書及び実施状況報告書を提出いただき、県がその内容を公表します。	新築、増改築等を行う建築物の温室効果ガス排出抑制等環境配慮のための計画書及び工事完了届出書、既存建築物の環境性能届出書を提出いただき、県がその内容を公表します。
提出が必要な事業者等の要件	<p>①県内の全ての事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 1,500 ㌦以上となる事業者</p> <p>※フランチャイズチェーンについては、加盟している県内全事業所の合計とします。</p> <p>②使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の合計台数が次のいずれか以上の自動車運送事業者</p> <p>ア トラック 100台 イ バス 100台 ウ タクシー 150台</p>	<p>①県内で常時使用する従業員の数が500人以上の事業所(単独事業所で判断します。)を設置している事業者</p> <p>A社 工場 1,000kl 本社 400kl 営業所 200kl 工場 600人 本社 300人</p> <p>B社 工場 400人 本社 300人</p>	<p>次のいずれかを行おうとする建築主</p> <p>①床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築</p> <p>②改築又は増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の改築又は増築</p> <p>③床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の大規模な改修 ※大規模な改修とは、一定規模以上の修繕、模様替及び設備改修を同時に行う場合をいいます。要件の詳細はマニュアル等にてご確認ください。</p> <p>※既存建築物についても、環境性能評価を記載した届出書を提出することができます。</p>
提出物及び記載事項	<p>計画期間(3~5年)ごとに提出</p> <p>事業活動温暖化対策計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準年度の温室効果ガスの排出量 ・目標年度の温室効果ガスの排出量 ・温室効果ガスの排出抑制のための措置 等 <p>計画期間中、毎年度提出</p> <p>事業活動温暖化対策実施状況報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度の温室効果ガスの排出量 ・温室効果ガスの排出抑制のための措置 ・補完的手段による削減量(備考※3) 等 	<p>計画期間(3年)ごとに提出</p> <p>エコ通勤環境配慮計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総従業員数 ・通勤距離が5km未満の従業員数・マイカー通勤者数 ・エコ通勤の取組計画 等 <p>計画期間中、毎年度提出</p> <p>エコ通勤環境配慮実施状況報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総従業員数(実施年度末) ・通勤距離が5km未満の従業員数・マイカー通勤者数(同上) ・エコ通勤の取組実績 等 	<p>工事前</p> <p>建築物環境配慮計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制のための措置 ・環境配慮評価結果(CASBEE 備考※4) ・再生可能エネルギー利用設備の導入に係る検討結果 等 <p>工事後</p> <p>建築物工事完了届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了日 等 <p>既存建築物</p> <p>建築物環境性能届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制のための措置 ・環境配慮評価結果 等
提出時期	<p>当初計画：計画期間初年度の8月末まで(平成22年度に限り12月末まで)</p> <p>変更計画：計画変更後速やかに</p> <p>左欄の計画期間中、各年度の翌年度の8月末まで</p>	<p>当初計画：計画期間初年度8月末まで</p> <p>変更計画：計画変更後速やかに</p> <p>左欄の計画期間中、各年度の翌年度の8月末まで</p>	<p>当初計画：工事着手予定日の21日前まで</p> <p>変更計画：計画変更部分の工事着手予定日の15日前まで</p> <p>→完了届：工事完了後 15日以内</p> <p>随時</p>
提出先	熊本県環境生活部環境立県推進室		<p>熊本市域：熊本市建築指導課、八代市域：八代市建築指導課</p> <p>その他：熊本県各地域振興局建築担当部署</p>
備考	<p>※1 権利利益の保護請求</p> <p>計画書、報告書の内容が公表されることにより、製品原価が判明するなど事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、計画書、報告書の全部又は一部を公表しないよう知事に請求を行うことができます。</p> <p>※2 エコ通勤</p> <p>ノーマイカー通勤に限らず、エコドライブ等のマイカー通勤をしながら燃料使用を抑制する取組みなど事業所周辺の公共交通機関の整備状況に応じた多様な取組をいいます。</p>		<p>※3 補完的手段による削減量</p> <p>事業活動温暖化対策計画書を提出者は、報告書の提出に際し、計画書に記載した温室効果ガス排出量の目標を達成する補完的手段として、次の量を温室効果ガスの排出量から差し引くことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備及び保全(熊本県森林吸収量認証制度(裏表紙参照)に基づいて認証されたものに限り、) ・県内産再生可能エネルギーを利用した電力(熱)の売電(熱供給)量 など <p>※4 CASBEE</p> <p>建築物の環境性能を総合的に評価し、5段階(S,A,B+,B-,C)で格付けを行うソフトウェア(無償で入手可能)。</p>

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の概要

熊本県の温室効果ガス総排出量は平成2年度と平成19年度を比較すると14.7%増加しています。

熊本市の年平均気温は昭和元年が15.0℃、平成21年が17.5℃で、上下を繰り返しながらもやや上昇傾向にあります。

地球規模の課題である地球温暖化問題の解決には、私たち一人ひとりができることから取り組んでいくことが大切です。

熊本県では、これまで県民運動として地球温暖化対策を推進してきましたが、この取り組みの効果を一層高め、低炭素社会の実現に寄与するため、『熊本県地球温暖化の防止に関する条例』を制定し、平成22年4月から施行しました。

条例の目的

地球温暖化対策を推進し、
低炭素社会の実現に寄与する。

基本理念

基本理念＝地球温暖化対策を推進するための基本的な考え方

- ①自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進
- ②各主体が連携した総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進
- ③県経済の持続的発展・県民生活の向上との両立を図った地球温暖化対策の推進

条例で規定する基本的な温暖化対策

①県が取り組むこと

- 県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策に関する計画を定めます。
- 県は、事務及び事業に関して、省エネ、緑化、再生可能エネルギーの推進などの温暖化対策を率先して実施します。

県民の皆さんの取組・・・
事業者の皆さんの取組・・・
県の取組・・・

②事業活動の場面では・・・

環境マネジメントシステムやエコオフィス活動（事業所の冷暖房時の温度や就業中の従業員の服装への配慮、機器の省エネ化、グリーン購入※1など）に取り組みしましょう。

冷房設定を1℃高くすると、**年間CO₂排出量を約12kg削減**。暖房設定を1℃低くすると、**年間CO₂排出量を約21kg削減**。

カーボン・オフセット※2など事業活動以外での温暖化防止にも努めましょう。

大規模なイベントを開催するときは環境に配慮しましょう。

※1グリーン購入とは
購入の必要性を十分に考えたうえで、環境に配慮した製品やサービスを、環境にやさしい事業者から優先して購入すること。

※2カーボン・オフセットとは
自らの温室効果ガスの排出量の認識と削減努力を行うとともに、削減困難な部分を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入や植林活動で埋め合わせること。

③日常生活の場面では・・・

県民の皆さんは、環境にやさしい温度設定や環境にやさしい製品の購入や使用に努めましょう。

60W型の電球型蛍光灯3個を1日5時間点灯すると、白熱電球に比べて**年間CO₂排出量を約89kg削減**。

事業者の方は、環境にやさしい製品やサービスの提供やカーボン・フットプリント※1に努めましょう。

販売店の方は、テレビ、冷蔵庫、エアコンを販売するときは、省エネ性能に関する表示（省エネラベル※2）に努めましょう。

※1カーボン・フットプリントとは
商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガス排出量をCO₂に換算し、表示する仕組み。

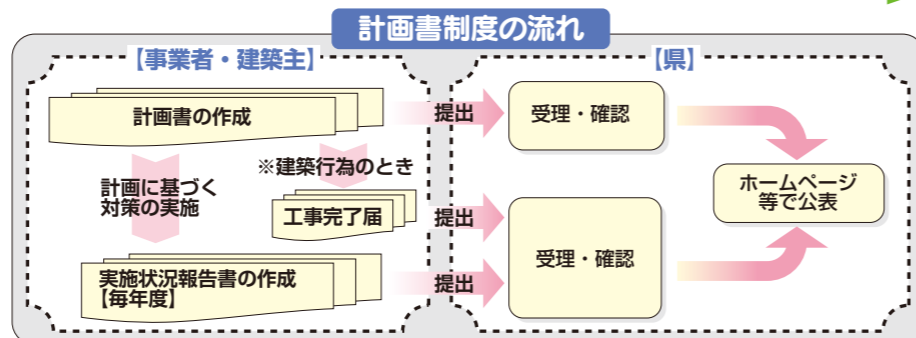
※2省エネラベルとは
経済産業省が定めた省エネルギー性能に関する表示。(財)省エネルギーセンターのHP「省エネ型製品情報サイト」から、機種ごとに統一省エネラベルを印刷することができる。

(財)省エネルギーセンター
<http://www.eccj.or.jp/index.html>

詳しくは見開きページへ

3つの計画書制度

条例では、より積極的な取組を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者や一定規模以上の建築行為を行う建築主などに、温暖化対策に関する計画書や実施状況報告書を県に提出していただき、県のホームページ等で公表する計画書制度を設けています。



④交通や自動車を利用する場面では・・・

公共交通機関、原付、自転車、徒歩による移動に切り替えましょう。

アイドリング・ストップなどのエコドライブの実践やエコカーの購入（提供）に努めましょう。

急発進を1日1回やめると**年間CO₂排出量を約14kg削減**。

事業者の方は、業務用自動車や物流、従業員のマイカー通勤からの温室効果ガスの削減に取り組みましょう。

自動車（新車）を販売するときは自動車環境情報（燃費や温室効果ガス排出量など）を提供しましょう。

⑤その他

建築物

建築物の販売業・賃貸業を行う方（※建築物環境配慮計画書、建築物環境性能届出書を提出されたときは）、建築物の環境性能情報を提供しましょう。

農林水産業や緑化など

農林水産業においては、環境に配慮した生産活動に努めましょう。

地産地消※、森林づくり、県内産木材の利用に努めましょう。

食卓の外国産の食べ物の2割を国内産に変えると、**年間の輸送によるCO₂排出量を約26kg削減**。

建築物や敷地の緑化に努めましょう。

※遠い所から食べ物を運ぶほど多くの燃料を使いCO₂の排出が増えます。地産地消は輸送による温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化防止に貢献するものです。

再生可能エネルギー

太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）を利用しましょう。

廃棄物

3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）など資源を有効に利用しましょう。

レジ袋をもらわないと**年間CO₂排出量を約22kg削減**。(1日1袋もらわないとして)

廃棄物を処理するときは温室効果ガスの排出の抑制に努めましょう。

地球温暖化防止学習

県は温暖化防止教育の推進、温暖化防止の専門的知識・経験を持つ人材の育成などを推進します。

1日1時間テレビを見る時間を減らすと、37型液晶テレビの場合、**年間CO₂排出量を約25kg削減**。

⑥県の支援措置

- 情報提供、支援、助言及び指導など
- 中小企業の地球温暖化対策への情報提供及び支援

【平成22年度の支援メニュー】

- 中小企業者温室効果ガス排出削減促進事業（省エネ施設・設備導入に対する補助）
- エコ通勤等促進事業（事業者が行う従業員のノーマイカー通勤やエコドライブの取組に対する補助）
- 温暖化対策アドバイザー派遣事業

- 温暖化防止に貢献する産業の育成及び振興など
- 地域地球温暖化防止活動推進センター、熊本県地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の支援
- 特に優れた地球温暖化防止活動を行った者の顕彰

【顕彰事業】

- 計画書制度において毎年度の取組実績の評価・公表、計画全体の実績による知事表彰
- くまもと環境賞表彰